

先物協会ニュース

JCFIA マンスリー

2007年5月号(No.68)

JCFIA
JAPAN COMMODITY FUTURES INDUSTRY
ASSOCIATION

<http://www.jcfia.gr.jp/>

日本商品先物振興協会 〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町9-9 Tel 03-3664-5731 Fax 03-3664-5733

- ◆「市場振興戦略実施委員会」を設置 先物協会・制度政策委 …… 1～4
- ◆東部地区管理部会研修会・懇親会 村上正巳弁護士、加藤雅一会長 …… 4～5
- ◆先物協会研究調査助成金制度研究論文発表 金先物、ガソリン先物分析、中国市場 …… 6～8
- ◆コメ上場、新理事長に期待 森實東穀取理事長の退任会見 …… 8
- ◆鎧橋随想 …… 9
- ◆[私の意見] 河村幹夫・多摩大学教授 業界常識からの脱却を …… 10
- ◆証言・戦後先物史 補償基金30年の足跡④ …… 11
- ◆先物アーカイブス 東穀誕生 …… 12～13
- ◆商品取引員野球大会結果、会議予定 …… 13

先物協会・ 制度政策委員会

「市場振興戦略実施委員会」を設置

先物協会は4月16日に制度政策委員会を開き、市場流動性確保に必要な方策の早期実現を目的として同委員会の下に「市場振興戦略実施委員会」を設置し、具体化案を練ることを決めた。実施委の検討項目は、市場ルールや受託業務規制の見直しなど、現在の商品先物取引の基本制度にも言及する内容になる。このため委員は商品取引員だけでなく、関係団体の役員も委嘱することとした。主務省にもオブザーバーとして出席を求める。実施委の検討は取引所諸規程等の改正によって短期で実施可能なものを優先し、早ければ6月にも実施計画を提示したい考えた。

制度政策委員会ではこれまで、平成17年5月施行の改正商取法以降に失われた市場流動性の回復を図るため「市場振興戦略会議」を開き、検討を重ねてきた。そこで浮上してきたのは①商品(市場)設計の見直し、②適合性・習熟度等に配慮した受託業務の展開、③IT化に即応したサービスの提供、④円滑な業務転換を可能とするための環境整備、⑤取引システムの効率化——などだが、その中味はきわめて多岐にわたるこ

【市場振興戦略実施委員会委員】

岡地 和道	岡地(株)社長
河島 毅	日本ユニコム(株)副会長
福田 良一	三菱商事フューチャーズ証券(株)社長
松井 政彦	岡藤商事(株)常務取締役
水野 慎次郎	カネツ商事(株)常務取締役
村上 久広	三貴商事(株)副会長
森 辰郎	エース取引(株)社長
窪田 武	(社)全商連専務常務会議長・ 東京穀物商品取引所専務理事
平井 敏文	(社)全商連専務常務会副議長・ 東京工業品取引所専務理事
野口 宣也	(株)日本商品清算機構専務取締役
守田 猛	日本商品先物取引協会専務理事

とが判明した。

このため事務局は戦略会議がまとめた課題を整理。検討案として『分かりやすい証拠金制度』、『取引経験等適合性原則に応じた受託業務』、『証拠金管理に適合した売買注文手法の多様化』、『市場流動性の創出に必要な制度の積極的採用』などを——大きな柱に据えた。

『分かりやすい証拠金』では世界のデリバティブ市場で一般的に採用されている当初預託証拠金や維持証拠金、リスク見合いの証拠金制度のほかに、追証の請求・返還を整数倍単位とする方式を含むかつての証拠金制度復活の検討などを盛り込んだ。

『取引経験等』は金融商品取引法でいう「プロ・アマ議論」に似た性格の内容だ。取引経験や財産などに応じて証拠金のレバレッジ倍率を設定する工夫や、投機かヘッジかの利用区分に応じた受託業務規制などがテーマ。『売買注文手法の多様化』では、預かり資産に応じたストップ・ロス注文や利益確定注文の受注、商品版ラップ口座の導入を、『市場流動性創出』ではザラバ市場におけるマーケット・メーカー制度や通知受け渡し制度の導入などを議論の俎上に乗せる。

事務局は今後、会員代表者アンケートを通じてこれら検討項目案の中から優先項目を洗い出すこととしている。

今秋施行の改正商取法の対応も協議

またこの日の制度政策委員会では、金融商品取引法と合わせて今秋の施行が予定されている平成18年に一部改正があった商品取引所法に関して、同法が円滑に施行されるために必要な検討事項を例示し、その具体的な対応の方向を話し合った。

検討を要する事項としては、広告規制では、表示が義務付けられる事項や誇大広告等の不当表示が禁止される事項は何かということがある。金商法では「手数料の額」と「委託証拠金の額」の表示を義務付けている。しかし、商品先物で同様の義務付けがされた場合、手数料のバリエーションや上場商品ごとに異なる証拠金額などから、掲載紙面によってはすべての表示が難しいとも考えられる。また不当表示に関連しては、その具体例を示すことで周知徹底を図ることも必要と考えられる。

損失補てんの禁止では、日商協相談センターの苦情処理で、取引員が金銭を支払うことで解決した場合には事故であることの確認申請が必要かどうか、どの段階で確認申請が必要か。日商協の苦情処理で事故確認がなされなければ解決（損失等の補てん）ができないとすると、迅速な解決を目的としたADR（裁判外紛争処理）機能が低下するのではないかと危惧などが持ち上がっている。

説明の方法については、「顧客の知識、経験、財産の状況（略）に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法および程度」としているが、具体的にはどのような説明のしかたが求められるか、適合性原則では「受託契約を締結する目的に照らして」としているが、どのような点に配慮すればよいか——などがある。

制度政策委ではこうした項目について、業界内での実務面・運用面での課題を洗い出す一方で、①主務省による省令規定事項の説明会の開催、②実務面での円滑な対応を可能とする制度を検討するよう日商協に会員の実務に精通した者による検討の場の設置——を求めることとした。

【市場振興戦略実施委員会の検討案】

◎分かりやすい証拠金制度

当初預託証拠金

(取引証拠金投入予定額の事前預託制。又は過剰預託制)

維持証拠金制度の導入

(追証拠金制度に代わる制度。建玉後に、建玉維持のために必要な最低水準を決め、値洗い損等により割り込んだ場合には、建玉処分を行う。)

整数倍単位の追証拠金制度の復活

(追証拠金の請求も返還も整数倍単位で行う制度。値洗い損失が基準額の50パーセント又はその整数倍単位で管理し、請求も返還も整数倍で行う。)

両建証拠金、スパン証拠金制度の導入

(取引リスクに見合う証拠金制度)

◎取引経験等適合性に応じた受託業務

習熟度等対応の証拠金設定

(取引経験・知識・財産等に応じた証拠金レバレッジ倍率の設定と継続的利用者等委託者の属性対応の証拠金レバレッジ倍率の設定)

投機目的取引と商業目的取引との区分等に応じた受託業務規制

(自主規制規則等における禁止行為について、商業目的取引や専門家が介助する取引等については規制対象から除外する。適合性等に対応した受託業務規制)

顧客属性に対応する受託契約準則の適用

(顧客属性に付随する専門性・取引経験等や取引の継続性に注目した選択的規制緩和措置を可能とする制度の導入)

分かりやすい委託のガイドの作成

(事前説明義務に係る事項に重点をおいた委託のガイドの作成と網羅的説明義務ガイドの区分。事前説明義務と取引の自己責任原則との関係の明確化と確認)

◎証拠金管理に適合した売買注文手法の多様化

損失確定取引や利益確定取引に係る包括的売買注文の受託を可能とする。FX取引において認められていると同様の利便性をもった注文による受託を可能とする。

多様な損失限定注文(ストップ・ロス注文)の受託

(取引証拠金等預り資産に応じたストップ・ロス注文受託を可能とする。時間指定注文)

多様な利益確定注文の受託

(取引証拠金等預り資産に応じた利益確定注文受託を可能とする)

委託者資産管理上の利便性提供

(商品版ラップ口座(投資顧問活用)の導入)

海外法人・当業者等に係る取引資金立替制度(融資制度)

(証拠金としてLC等の活用や米国財務省証券の取引証拠金充当を可能とする)

◎市場流動性の創出に必要な制度の積極的採用

(公正な価格形成の観点から主として、取引所において検討を要請する事項)

マーケット・メーカー制の導入(ザラバ市場取引)

自己玉に係る純資産額規制比率の適用

端末取引

市場情報開示の公平性

通知受渡し制度の導入

値幅制限の拡大等市場管理の方向

◎ IT化の進展を前提とした諸制度の見直し

法定帳簿の作成

◎ 業態転換に係る諸規定の見直し

取次ぎ業務への転換に係る取引所業務規定

実質的IB化を可能とする取次ぎ制度

東部地区管理部会 研修会・懇親会

村上正巳弁護士と 先物協会加藤会長が講演

商品取引員60社(2007年4月13日現在)の管理部門担当者と構成する東部地区管理部会は4月19日、グランドヒル市ヶ谷で総会と春季研修会・懇親会を開催、約150名が出席した。

研修会では、まず村上正巳弁護士が「商品先物取引の裁判をめぐる諸問題」と題して講演した。

訴訟では、外務員と委託者との間でどういうやり取りがあってこういう建玉をした、あるいは玉を仕切った、ということが重要で、その状況を裁判官にわかってもらうことが大事である。しかし、それを裁判官にリアルに伝えるのがむずかしい。



村上弁護士の講演

また、これから価格が上がるか下がるかわからない新規の注文と、損益が生じる仕切注文との違いが分からず、同じように考えている裁判官もいる。

外務員のほうも、単に海外の相場やニュースなど客観的データを顧客に伝えるだけで、何月何日に誰に何を話したか覚えていないというケースが多い。

説明義務については、説明の内容、工夫によって裁判官の見方が大きく分かれる公算が大きい。また、大きな問題として、裁判になった時には、実際の担当者がすでに退社してしまって、いないという例が多い。そうなると、きちんと説明をしたという状況を伝えることができず、説明を受けていないという委託者側の主張が通ってしまう。だから、説明をしたことの確認を得ておくなど、その痕跡をできるだけ残すようにしておかなければならない。

最近の裁判での危険な兆候として、過失相殺を認めないという考え方が強まっている。無差別電話勧誘、適合性原則、新規顧客の取扱いなど入口の問題を中心とした事件で、1つでも違法と判断されると全体が違法ということにされてしまう。そもそも全体的違法論には無理があるから過失相殺とセットで考えられていたものが、過失相殺をせずに全体が違法という傾向があることに留意しておかなければならない。

各社で勝訴したよい事例を、また先物協会を集めて、各社が共有できるようにしてほしい。

加藤雅一会長「やるべきことをきちんとやる」

次いで、加藤雅一先物協会会長が、「これからの商品先物業界」というテーマで講演した。

今年、金融商品取引法と同等の販売・勧誘規制を盛り込んだ改正商品取引所法が施行されるが、「広告に関する規制」や「損失補てんの禁止」など実務面でいろいろ難しい点がある。これにどう対処するか、日商協と協力して取組んで行きたい。

昨年の国会で不招請勧誘の禁止導入の議論を呼んだ国民生活センターの苦情件数 4,711件(平成 17年度)について、当先物協会では会員各社ごとの件数を集計したところ 2,427件と大きなギャップがあり、国内公設と特定できないもの、取引員の苦情と特定できないものが含まれていることがはっきりしてきた。今後も実態を把握するとともに、さらなる顧客トラブルの減少に努める。

市場の流動性低下に対する取組は、市場振興戦略会議の3つの部会で抽出した課題について、短期間でできることから実現に取り組んでいく。

また、総理大臣直轄の経済財政諮問会議で打ち出された「総合取引所構想」は、私的な感想だが、金融全体の大きな流れの中で浮上してきたことであり、商品先物が国家・政府レベルで取り上げられるようになったということ。大きな変革期にあることは間違いなく、今までとは全く違った考え方で市場が変わっていく可能性がある。

手数料自由化や改正商品取引所法の施行などで我々を取り巻く経営環境は一気に変わった。やるべきことはきちんとやっていく。そうすれば必ず光は見えてくる。



先物協会加藤会長の講演



懇親会風景

先物協会研究調査助成金制度研究論文発表

- ◆ 「金先物市場のマイクロストラクチャー」
—ティック・データを利用した実証分析—
長崎大学経済学部准教授 森保 洋氏
- ◆ 「ガソリン先物市場の日中の価格形成と流動性
:取引データに基づく実証研究」
青山学院大学経済学部教授 芹田 敏夫氏
- ◆ 「中国の市場社会主義と商品先物市場」
中国の商品先物市場は発展可能か？
広島大学大学院社会科学研究科教授 森田 憲氏

先物協会は4月23日と同26日の両日、東京工業品取引所セミナールームで、2004年度、05年度の研究調査助成金制度（商品先物の基礎的・原理的研究調査を推進し、商品先物取引の意義、重要性を明らかにする）の対象となった研究の発表会を開いた。いずれも研究の中心となった上記の人が講演、論文の要旨を分かりやすく説明した。業界、取引所関係者、報道関係者など約50人が聴講し、活発な質疑応答も交わされた。

取引開始直後と終了直前に価格変化頻繁

金先物市場研究の森保准教授は、今回の研究動機について、リスクヘッジ、オルタナティブ投資の場などとして商品先物市場の重要性が増大していることと、我が国商品先物市場のマイクロストラクチャー（日中変化）に関する実証研究はほとんど存在せず、フロンティアが広いことを挙げた。そして、助成金なしではなし得なかったと感謝を述べた。



森保准教授の発表の講演

この研究は、東京工業品取引所の金先物のティックデータ（出来値ごとに記録した金市場データ、各取引日において最も取引量が多い限月を選択、60%以上は先限）に基づいて日中変動性を分析した。対象データの期間は2003年1月7日～同3月31日、サンプルは9万7,617個。

このデータによって、①取引時間間隔・価格変化に日中季節性が存在するか検証する②取引時間間隔と価格変化の関係を分析する——を目的として行った。

そうして導き出された結論は、日中季節性が存在するという事。具体的には取引開始直後・取引終了直前の時間帯の取引時間間隔が短く（取引が活発）、下落・上昇とも価格変化が起こりやすいことがはっきり検証された。また、（日中季節性を除去した）取引時間間隔が長くなるにつれ、次の取引で価格変化が起きる確率が小さくなること

が分かった。

今後の課題としては、他の貴金属先物に関する分析（他の分析モデルを考慮して）、貴金属先物間の関連についての分析（価格変動・ボラティリティについて）、証券、海外市場など市場間の関連についての分析——を指摘した。

出来高はどの限月でもW字型

ガソリン先物市場に関する研究は青山学院大学の芹田教授を中心に、日本エネルギー経済研究所の坂本智幸氏、東工取の山岡博士氏が共同して行った。

1999年7月に上場された東工取のガソリンは商品先物市場の中で最も取引が活発なものの1つで、石油元売りや流通業者など当業者のリスク管理の手段として使われ、様々な投機家が参加し、商品取引員の自己売買も多く、高い流動性を維持している。そこで、その流動性の日中変化、銘柄（限月）間の違い、価格形成への影響などの特徴を探ることにした。

まず、日次の4時点(前場、後場それぞれの始値、終値)データを用いて、4時点での価格形成の特徴を調べるとともに、すべての約定データを用いて、日中の時間帯ごとで取引指標（出来高、ボラティリティ、実現スプレッド）にどのような違いがあるかを明らかにするのが目的。

分析に用いたデータのサンプル期間は03年2月3日から04年2月25日までの約13カ月で、季節変動をカバー。この間で取引された全ての限月の先物。当月限を1番限、期先を6番限とする「限月」系列を連結して分析した。

その主な結論は、①いずれの限月も取引開始から2分間のボラティリティが最も高く、時間帯別ではU字型を示す②期近の取引限月ほど時間帯別スプレッドが大きい③自己売買の比率が多く限月及び期間で60%を超えている④限月間に売買高の差があるものの、どの限月でも日中で前・後場を挟んでW字型を示す——など。

日中取引データを用いた課題としては気配スプレッド、指値注文の板、自己と委託の注文の違いが与える影響、ストップ高・ストップ安が生じる場合の価格形成と流動性などの分析を提示した。



芹田教授の発表

投機大好きなDNA

中国の市場社会主義と商品先物市場についての研究は広島大学大学院・森田教授と中国の復旦大学国際関係與公共事務学院・陳雲副教授の共同研究。

中国の「市場社会主義」と呼ばれる経済体制と中国の商品先物市場との関連をとらえようとする試みで、このようなアプローチを採るのは、先物市場の機能や発展がその国の文化・風土や制度に根差す「経路依存性」と深く関わっていると考えられるからだと説明している。

研究ではまず上海における不動産投機の実態分析で、上海市民以外の購入や投機目的の購入が顕著であることと、銀行の不動産融資の飛躍的増加を明らかにし、中央政府、地方政府ともそれによる財政収入が大きいことを解説している。

そして経済体制を私有・公有、集権・分権の程度で統制経済、計画経済、市場社会主義経済、市場経済の4つに分けると中

国政府が言い続けているように、市場社会主義経済の段階にあり、市場経済(資本主義)に向けての「進化ゲーム」(各体制を選好する人の割合の変化)の過程にあるとみる。

そうした中で、中国では街の八百屋のおじさん、隣のたばこ屋のおばさんまで投機が大好きというDNAが社会の中に文化的要因として埋め込まれているとみる。また、上海先物取引所(アルミニウム、銅、天然ゴム)、鄭州商品取引所(冬小麦、綿花、砂糖)で形成される価格は、すべての利用可能な情報を反映し、以前の価格変動とは独立したもので、「効率的」なものともみなされている。

こうした分析を通して、とんでもないことが起きないかぎり、中国の商品先物市場の発展性は非常に大きいと判断している。



森田教授の発表

コメ上場、新理事長に期待 森實東穀取理事長の退任会見

東京穀物商品取引所の森實孝郎理事長は5月15日の記者会見で6期(10年5カ月)勤めた理事長を退任すると表明した。この会見で、森實理事長は次のように述べた。「あっという間の10年だった。この間、理解と好感を持って支持していただいたことを感謝したい。10月から順次ザラバ取引が始まるが、これが活性化に結びつくことを期待している。一番苦労したのはコメの上場問題だ。勝負に負けたが、タブーはうち破ったと思っている。上場の再申請の時期は分からないが、新理事長に期待している。総合取引所の設立構想があるが、いまは統合する必要がないのではないか。今後は別の仕事につくことは考えていない」。



森實東穀取理事長

隠れ宝塚ファン

日本アクロス

取締役 高木 克己



何を隠そう、最近「宝塚歌劇団」に嵌りつつあります。そもそものきっかけは、赴任先の名古屋で知り合い、今も家族ぐるみでお付き合いさせて頂いている方のお嬢さんが、宝塚音楽学校を卒業され、目出度く初舞台を踏むことになり、そのお祝いに行こうと家内から誘われたことからです。

舞台も観客も女性ばかりの「女の園」へ行くことにはかなり抵抗しましたが、その日に気持ちが変わりました。訪れた楽屋で団員の方全員が実力・人気・華麗さ・存在感・組子(仲間)からの信頼感、その全てを併せ持った人だけがなれるトップスターを目指していること。そのために毎日が「やること一杯」「覚えること一杯」で、振り返る暇がないほど「練習の虫」であることや、「組の団結」のこと、殊の外厳しい礼儀礼節に関する舞台裏を聞かせられて、タカラジェンヌ全員に、観客側としてエールを送りたくなったわけです。

そう思うと、フィナーレで、自分の身長ほどある大きな羽根を背中に着けて、急な階段をさっそうと降りてくるスター達の笑顔が、不断の努力の賜物の末につかんだ勝利者の笑顔に見えてきます。

将棋道場

日本ユニコム

監査役 福地 榮



私が趣味の一つである「将棋」を覚えたのは、人より随分と遅く、成人を過ぎた頃である。人一倍負けず嫌いな性格もあって、将棋の指し方を本格的に覚え、棋力が上がるにつれて夢中になった。

将棋の厳しさや魅力が分かってくるにつれて、職場の同僚や近所の知人との対戦では物足りなくなり、方々にある「将棋道場」に足を運ぶようになった。

将棋道場で指す相手は、道場主が実力が均衡している有段者の中から選んでくれる。有段者ともなれば勝ち負けに大いにこだわるので、必敗の形勢になっても、最後の最後まであきらめない。そんな相手の王将の首を刎ねるまで、長時間にわたって、集中力を切らさずに真剣に手を読むのは、仕事以上に疲れる。

私が将棋と出会って得た財産は、多くの対戦相手と職業や地位を度外視した楽しい出会いがあったこと。そしてなによりも、物事を駒がぶつかっている一部の局面を見て判断するのではなく、盤面全体を眺めて、大局的な見地から判断するという鍛錬ができたことである。

今は、疲れることは止めて、専ら「テレビの将棋番組」の観戦と「新聞の将棋観戦記」を楽しんで読んでいる。困るのは、時々、電車で観戦記に夢中になって、下車駅を通過するポカをやることだ。

業界常識からの脱却を



河村幹夫氏

どの業界にも大なり小なり業界常識というものがある。長い歴史と伝統を持つ業界ほどそれは顕著になり、次第に拘束的になるため、業界内個別企業の自由な発想とか競争的戦略を阻害するようになる。

業界常識が世間の常識とかみ合っている限り、大きな問題は発生しないのだが、業界の利益志向が過度に高まったり、自分たちの内輪の論理を一方的に強調したりすると、結果として世間の常識と摩擦を起こすのは避けられない。

最近のように企業倫理とか企業の社会的責任(CSR)が強く問われる時代においてはなおさらのこと、業界も個別企業も自分たちの常識と世間の常識との乖離に充分目配りしておかないと高価なつけを払わされる羽目にもなりかねない。

この状況に対し、一部の企業では社外取締役制度を導入するとか、経営諮問委員会を設置して対応につとめているし、そうでなくても世間一般を顧客としている消費材関連業界とかサービス業においては、業界常識などは意味がなく、世間常識に沿って計画、行動することによってのみ利益の源泉を発見できるのだから、ある意味では行動基準は単純で明確になる。

商品先物取引業界でも利益の源泉は顧客(市場参加者)にあるのだから、顧客第一主義は当然だし、顧客を上手に増やしながらか、共生の精神でWIN-WINの関係を築いて行くのが王道のはずだが、これが業界全体の常識となっていなかったことに今日の困難のルーツがあると認識される。

この状況に対し、各種の対応策が議論されているのは評価されるとしても、その軸足が世間(顧客)の常識に移行しない限り、失われた顧客を呼び戻し、新しい市場参加者を募るには力不足ではないかと懸念される。

今日の業界不況の原因を制度改正に求め、政策の弾力的運用を望む声は業界の一部にはあるようだが、基本的な原因が世間の常識との乖離にある限り、^{びぼう}弥縫的な対応にしかならないだろう。世間が求めているのは業界の常識が彼ら(顧客)の常識にすり寄ってくることであり、その逆ではない。

歯に衣着せず言えば、顧客を取引所につなぐという業界の要の位置にある取引員が顧客の方を見ず、本来の自分たちのあるべき姿は何か、という最も基本的な部分についての議論を充分してこなかったという事実^に今日の困難が集約されている。

産業インフラ、という言葉に安住できる時代ではなくなった。規制当局の所管する産業のインフラの概念を超えて、金融サービス業というより大きな網が商品先物取引業界にもかけられようとしている。今こそ、業界内だけでなく、外部の知恵も結集して、最も望ましい業界の将来を描く時にきている。

分離保管弁済契約の新設

元商品取引受託債務補償基金協会
副理事長 宇賀神 治夫

——平成に入ると再び弁済事故が続発しましたね。

宇賀神 かねてより経営が行き詰まっていた名古屋の共同商品が改元早々の2月に倒産し、明くる2年2月には生糸の仕手戦の関連で大阪の大倉商事が倒産しましたが、補償基金の弁済額はそれぞれ3億円前後に止まりました。しかし、4年12月に倒産した小島商事は、大阪の老舗取引員で財務内容も極めて悪い状態でしたので、補償基金の弁済額は10億円に及びました。

——この中で平成2年に商取法が改正され、分離保管制度が導入されましたね。

宇賀神 主務省は、国際化の進展に対応して諸外国並みに取引所制度を整備し、委託者保護を強化することが必要であるとして、分離保管制度の導入を強行したのですが、これは資金繰り等の面で取引員経営に重大な影響を及ぼすこととなります。そこで業界は、3年度からの実施に先立って、主務省に対し、いくつかの対応策を要望いたしました。

その第1が分離保管弁済契約の新設です。これは、分離保管する委託者資産に流動性を持たせるため、預け入れ先を銀行等の分離保管口座とし、他方、補償基金と取引員の間で分離保管弁済契約を結び、取引員が倒産した場合には、その口座にある預金を譲り受けて委託者に弁済するというものです。したがって、倒産時に当該口座の預金が少なく、委託者に弁済できない場合には、補償基金が基金弁済契約の限度内で代位弁済をすることになります。

第2は、補償基金への総額120億円の保証枠の設定で、この保証枠を取引員に配分し、取引員はその配分額だけ分離保管額が減額されることになりました。

第3は、分離保管完全実施までの4年間の経過期間の設定で、この間に実施率を段階的に引き上げて行くことといたしました。

——設立20周年には記念行事が行われていますね。

宇賀神 補償基金も順調に発展してきたので、設立20周年を機に記念事業をやるということになり、平成7年11月1日にパレスホテルで記念式典及び祝賀会を挙行し、表彰行事として、多々良義成氏(元理事長)、佐藤正明氏(現職理事)に農林水産大臣感謝状が、加藤英治氏(現職理事長)に通商産業大臣表彰状が授与されました。また、事務局の役職員が1年がかりで「補償基金20年史」を編纂し、関係者に贈呈いたしました。



設立20周年記念式典

16 番目に真打ち登場

昭和 27 年 10 月 10 日 東穀誕生

昭和 27 年 10 月 10 日午前 10 時、修祓式しゅうふつを行い、続いて旧東京米穀商品取引所の建物(現東穀、当時は食糧会館)内で開所式が行われた。山根東明常務理事の開会の辞、山崎種二理事長の式辞につき、来賓が挨拶に立った。

2 年前、戦後の商品取引所第 1 号として大阪化学繊維取引所が登場して以来、すでに 15 の商品取引所が産声を上げ、東穀は 16 番目の取引所ではあったが、戦前の実績からいって、「真打ち登場」と呼ぶにふさわしいものであった。開設が遅れたのは米麦の自由化の動きを見極めようとの政策的判断によるものだった。

来賓として祝辞を述べたのは農林、通産両大臣(代読)、東京都知事、東京証券取引所のほか、日本食糧協会、東京倉庫協会、全糧連、全米商連などからお祝い言葉が寄せられた。

11 時 20 分、初立会を開始、大豆、小豆、馬れいしょでん粉の順に行われた。出来高は合計 806 枚だった。

ここまでの道のりは長かった。昭和 26 年 8 月 9 日、東穀設立準備のため 5 氏が顔を揃えた。山崎種二(山種米穀社長)、木村房五郎(木村徳兵衛商店社長)、木谷久一(全糧商事社長)、井上賢治(東京都中央食糧協組理事長)、米津豊七(元亀島正米社長)の各氏のほかに全米商連の鈴木直二理事、食糧配給公団の大滝由太郎氏が事務方として加わった。以後、精力的に賛同者をつのり、同年 12 月 5 日の発起人会には 45 名が名を連ねた。業種別色分けは米穀 17、雑穀 13、精麦 10、商社 4、製粉 1 という多彩な顔ぶれだった。

設立場所は第 1 候補として日本橋蛸殻町(現東穀)、第 2 候補として深川佐賀町(旧正米市場跡)とした。翌 27 年 4 月 1 日、山崎発起人総代は時の農林大臣、広川弘禪に開設に向けて陳情書を提出する。

「……商品取引所法による穀物取引所を設置して、その機能の活用を図り、大量の取引を迅速かつ確実にやり、公正にして明朗なる価格の平準化を図ると共に、取引所の特有なる保険作用により、関係業者及び消費者の保護を期し、もって国民経済の安定に寄与せんものとするものであります」

8 月 26 日、第 1 回商品取引所審議会(委員



初代理事長
山崎種二



常務理事
山根東明



初立会

長＝藤田国之助氏)、9月8日、創立総会、会員希望は194名にのぼった。9月10日、第2回商取審で仲買人(現商品取引員)定数は東穀案(92名)は多過ぎるので50～60名に減員するよう求められる。結局75名で落着。10月4日から富沢業務課長の指揮のもと、立会の予行演習を行い、本番に備えた。

全館開放して祝宴に600名

さて、初立会は前場1回限りで終了、開業披露宴に移る。会場は食糧会館の好意で2階から屋上まで全部を祝宴会場に充て、各階とも来賓、関係者で溢れんばかりの盛況だった。その数約600名に及んだ。記録によると、1人当たり土産とも1,200円の予算でニュートーキョーが請け負った。以来55年の年輪を刻む。草創期は「赤いダイヤ」の小豆人気で第1次黄金期を現出、今日はとうもろこし、大豆、コーヒー豆などが人気を集め、本命・コメ上場をにらむ。

第16回商品取引員親睦野球大会

▼準決勝(5月16日、江東区夢の島軟式野球場)

チーム	1	2	3	4	5	6	7	計
明治物産	3	0	0	0	0	0	7	10
東陽レックス	0	0	0	1	0	1	0	2

チーム	1	2	3	4	5	6	7	計
豊商事	0	0	0	0	0	0	0	0
小林洋行	0	0	0	0	0	0	0	0

ジャンケン勝負
4
5

*決勝戦(17:00～)、3位決定戦(15:00～)は6月8日(金)、千葉マリンスタジアム

今後の会議等の予定

第25回 総務委員会	5月22日(火)	14:00～	先物協会・会議室
第2回 市場振興戦略実施委員会	5月23日(水)	16:00～	先物協会・会議室
第54回 理事会	5月29日(火)	12:30～	先物協会・会議室
第62回 制度政策委員会	6月12日(火)	14:00～	先物協会・会議室
第8回 通常総会	6月15日(金)	14:30～	東穀取・2階大会議室